PayPayカード加盟店規約

第1条（加盟店） 1.加盟店とは、本規約を承認の上、PayPayカード株式会社（以下「当社」という）に加盟を申し込み、当社が審査の結果、加盟を承認した法人又は個人を（以下「加盟店」という）といいます。2.加盟店は、本規約に基づきクレジットカードによる販売（以下「信用販売」という）を行う店舗・施設を届け出て、当社の承認を得るものとし、当社が承認した店舗・施設（以下「カード取扱店」という）以外では信用販売を行わないものとします。3.加盟店は、カード取扱店内外の見やすいところに当社の定める加盟店標識を掲示するものとします。

第2条（信用販売） 1.加盟店は、次の各号で定めたクレジットカードのうち当社が指定するクレジットカード（以下「カード」という）を所持するカード会員（以下「会員」という）がカードを提示して、商品・権利又は役務等（以下それらを総称して「商品等」という）の販売又は提供を求めた場合には、本規約に従い現金で取引を行う顧客と同様に本規約に基づき信用販売を行うものとします。(1) 当社が発行するクレジットカード (2) 当社が加盟又は提携する組織に加盟している日本国内及び日本国外の会社が発行するクレジットカード (3) 当社と提携関係にある日本国内及び日本国外の会社が発行するクレジットカード 2.加盟店は、カード表面記載の会員番号、会員氏名、有効期限の形式要件を満たし、かつ、カード裏面の会員署名欄に自署がされているカードを有効なカードとして取扱うものとし、自署した会員本人以外の者には信用販売を行わないものとします。3.当社の提携関係又は加盟関係に変動が生じたときは、当社からの通知により信用販売を行うカードの範囲も変動するものとします。4.加盟店は、商品券・印紙・切手その他の当社が別途定める商品、役務等については、信用販売を行わないものとします。5.本契約は、加盟店が店頭において行う販売について適用されるもので、通信販売、カタログ販売、コンピュータ通信による販売等、店頭販売以外の態様の取引については、別途契約しなければなりません。

第3条（取扱商品等） 1.加盟店は、商品等を、事前に当社に届け出た上でその承認を得るものとし、変更する場合も同様とします。2.加盟店は、以下の商品等を本規約に基づいて取扱うことはできないものとします。(1) 違法若しくは公序良俗に反するもの (2) 銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約その他の関連法令の定めに反するもの (3) 第三者の著作権、肖像権、知的財産権等を侵害するもの (4) 商品券、プリペイドカード、印紙、切手、回数券その他の有価証券等の換金性の高いもの (5) その他当社が不適当と判断したもの 3.加盟店は、旅行商品・種類等の取扱いに際し、許認可を要する商品の信用販売を行う場合には、事前に当社に対してこれを証明する書類を提出し、当社の承認を得るものとします。4.加盟店が当該許認可を喪失した場合は、直ちに当社に通知し、当該商品等の信用販売を行わないものとします。

第4条（信用販売の種類） 1.加盟店が行うことができる信用販売の種類は、1回払い、2回払い、分割払い（3回払い以上のものをいい、以下同じ）、リボルビング払い、ボーナス1回払い、ボーナス2回払い（以下ボーナス1回払いとボーナス2回払いを併せて「ボーナス払い」という）とします。2.加盟店が1回払い以外の信用販売を行う場合には、当社所定の方法により申し込みを行い、当社が適当と認めた場合、取扱うことができるものとします。3.加盟店は、1回払い以外の信用販売を行う場合には、当社又は日本国内の会社が発行するカードのうち、当社が指定するものについての及び取扱うものと、日本国外の会社が発行するカードについては、1回払いのみとします。

第5条（信用販売の方法） 1.加盟店は、会員がカードを提示して商品等の販売又は提供を求めた場合、原則としてその会員について事前にCAT（クレジット・オーソリゼーション・ターミナル）等当社が認めたカードの有効性を確認する端末機（以下「端末機」という）によりカードの有効性を確認し、当社が認める売上票に加盟店名・売上日付・金額・カード記載の会員番号所定の事項を記入の上、会員本人による暗証番号の入力を行わせ、暗証番号が正しく入力されたことを確認し、写真入りカードの場合には、利用者が当該カード面の写真と同一であることもあわせて確認する等カード提示者がカード記載の本人であることを善良な管理者の注意義務をもって確認のうえ、信用販売を行うものとします。なお、加盟店は会員に対し、売上票に当社所定の項目以外の記載事項を求めてはならないものとします。2.加盟店は、当社が認めた場合には、端末機によるカードの有効性確認に替えて、当社が通知を認めた方法でカードの有効性を確認することにより信用販売を行うことができるものとします。この場合、加盟店は全ての信用販売につきその都度、当社に事前に連絡をして、承認番号を取得し、売上票に当該承認番号を記入するものとします。ただし、当社が特に認めた場合、当社が通知する金額以下の信用販売については承認番号の取得を省略できるものとします。3.加盟店は、売上票の金額訂正、分割記載、取扱日付の不実記載等は行わないものとします。金額に誤りがある場合には、当該売上票を破棄して新たに本条第1項の手続により、売上票を作成しなおすものとします。4.加盟店は、2回払い、ボーナス払いリボルビング払いを行う場合には、売上票所定欄にその旨を、分割払いを行う場合には分割払い回数及びボーナス併用の有無を、それぞれ表示の上、販売するものとします。ただし、リボルビング払い専用カードの提示があった場合は、「リボルビング払い」である旨の表示を省略できるものとします。5.2回払いまたは分割払いによる信用販売は、1件についての取扱金額が1万円以上の場合でなければ行えないものとします。6.ボーナス1回払いまたはボーナス2回払いによる信用販売を行うことができるのは、1件についての取扱金額を1万円以上の場合とし、取扱期間は当社の指定のとおりとします。7.加盟店は、割賦販売法第30条の2の3第4項及び同法施行規則に定める事項を記載した書面を会員に交付するものとします。8.加盟店は、カードを提示した者が会員本人以外の者であると疑われる場合、異常に大量な購入申込の場合、会員が購入の際に当社の指示に従わない場合等カード使用状況が不審と思われる場合には、信用販売は行わず、直ちに当社にその旨を通知し、当社の指示に従うものとします。9.加盟店は、当社が認める場合、売上票に代わり電磁化した媒体により売上データを作成することができるものとします。この場合、当社があらかじめ適当と認める方法による暗号化の処理を施してから売上データの授受を行うものとします。なお、コンピュータ技術の向上等に伴い、当社が必要と認める場合には、加盟店の負担において、暗号化の方法を当社の指示に従い変更するものとします。

第6条（不審な取引の通報） 1.加盟店は、会員より提示されたカードまたはカードを提示した者について、カード名義・提示者の性別・カード発行会社・会員番号その他の事項の間に不審な事項がある場合、カードの提示方法に不審がある場合、同一会員が異なる名義のカードを提示した場合、当社があらかじめ通知した偽造カード・変造カードに該当すると思われる場合又は当該取引について日常の取引から判断して異常に大量な者とは高額な商品等の購入の申込がある場合には、当該会員に対して、カードによる信用販売を行うことについて当社と協議し、当社の指示に従うものとします。一時に多数の顧客が来店し多数のカード提示があった場合には、特に注意を払うものとします。2.前項の場合、当社が加盟店に対して、当該取引におけるカードの使用状況の報告、カード及びカード発行会社の確認、会員番号とカードの会員氏名の確認、本人確認等の調査及びカード回収の依頼等の協力を求めた場合は、加盟店はこれに協力するものとします。3.前2項の場合に限らず、当社が加盟店に対して会員のカード使用状況等調査協力を求めた場合には、加盟店はそれに対して協力するものとします。

第7条（信用販売の円滑な実施） 1.加盟店は、信用販売を行う場合には、割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法、個人情報保護に関する法律、犯罪による収益の移転防止に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法等の関連法令を遵守するものとします。また、当社が関連法令を遵守するために必要な場合には、当社の要請により、加盟店は必要な協力を行うものとします。2.加盟店は、信用販売を行った場合、直ちに商品又は役務等を会員に引渡し又は提供するものとします。ただし、売上票記載の売上日又は信用販売を行った日に引渡し又は提供することができない場合には、加盟店は、会員に書面をもって引渡し時期等を通知するものとします。3.加盟店は、当該売上又は替払手続を行った後に、会員が割賦販売法及び特定商取引に関する法律に定める信用販売の申込の撤回又は信用販売の解除（以下「クーリング・オフ」という）を行った場合には、直ちに当社に対し、当該信用販売の取消しの手続を行うものとします。4.加盟店は、商品又は役務等を複数回にわたり引渡し又は提供する場合において、当該売上債権の立替払い手続を行った後に会員が当該信用販売を解除したときは、直ちに当社に対し、当該会員と当該信用販売の精算について協議し合意した精算方法を当社に連絡するものとします。5.加盟店は、商品又は役務等を複数回にわたり引渡し又は提供する場合において、加盟店の事由により引渡し又は提供が困難となったときは、直ちにその旨を会員及び当社へ連絡するものとします。6.加盟店は、信用販売による商品等の引渡し又は提供を、複数回又は継続的に行う場合、その引渡し又は提供方法、時期に関し、会員に書面をもって通知するものとします。

第8条（信用販売限度額） 1.加盟店が同一会員に対し信用販売できる限度額（商品等代金の他請費用、税金等を含み、以下「信用販売限度額」という）は、当社が別途定める金額とします。なお、信用販売限度額とは、同一日、同一カード取扱店舗において信用販売を行う商品等代金額の総額（累計額）をいいます。2.加盟店は、前項の信用販売限度額を超えて信用販売を行う場合、販売時点において売上票記載の内容その他当社の指定する事項を当社に連絡して信用販売の承認を求めるものとし、当社の承認を得た場合に限り、売上票の承認番号欄に当該承認番号を記入し、信用販売をすることができるものとします。3.当社は、必要と認める場合、信用販売限度額及び前項の当社の指定する事項を随時変更することができるものとし、その場合には当社はその旨を加盟店に通知するものとします。

第9条（立替払いの請求） 1.加盟店は、当社所定の規格に対応した売上データを当社が定める締切日までに提出することにより商品等の代金を請求することができるものとします。また、売上票は、端末機の取扱規約等に基づき提出するものとします。2.加盟店は、当社が特に認めた場合は前項の方法に代えて、売上票を取りまとめ、締切日までに当社に提出することにより商品等の代金を請求することができるものとします。

第10条（加盟店手数料等） 1.加盟店は、信用販売を行った金額に当社が設定した手数料率を乗じた加盟店手数料を当社に支払うものとします。2.加盟店は、当社が立替払いを行う際に発生した振込手数料を支払うものとします。3.加盟店は、当社所定の事務遂行手数料を当社に支払うものとします。4.本条に定める振込手数料、事務遂行手数料は、当社が適当と認めた場合、支払を免除することがあります。

第11条（立替払い） 1.当社の加盟店に対する商品等の立替払いは、加盟店から提出された売上データの到着日を基準とし、当社所定の締切日までに到着したものを締め切り、締切日に応じた支払日に、信用販売の売上代金総額から加盟店手数料等及び取引消し等の手数料等を差し引いた金額を加盟店指定の金融機関口座に振り込むことにより行うものとします。2.前項に係わらずポーナス払いの場合、夏期又は冬期各々に応じた当社所定の支払月に、ボーナス払いによる信用販売の売上代金総額から加盟店手数料等及び取引消し等の手数料等を差し引いた金額を加盟店指定の金融機関口座に振り込むことにより行うものとします。3.前2項の支払日が当社又は金融機関の休業日の場合は、原則としての前日に支払うものとします。ただし、支払日が15日で金融機関休業日のときは翌営業日となり、支払日が末日で金融機関休業日のときは前営業日となります。4.加盟店は、信用販売を行った日から30日以上経過した売上債権の立替払いを拒否されても異議を申し立てないものとします。5.本条第1項で定める立替払いは、当該売上票が当社に到着したときにその効力を発生するものとします。6.加盟店が本規約に違反した売上票を当社に立替払いの依頼をした場合、当社は当該代金の支払を拒絶することができるものとします。7.加盟店から提出された売上票の正当性に疑義があると当社が認めた場合には、加盟店は、正当性を証明できる資料の提出等当社の調査に協力し、当社は、調査が完了するまでの間、加盟店に対する当該代金の支払を保留できるものとします。

第12条（信用販売の取り消し及び解約等） 1.加盟店が信用販売の取消又は解約等（以下これらを総称して「キャンセル」という）を行う場合には、当該信用販売にかかる売上票に記載された信用販売額と同額を記載した売上票（以下「取消伝票」という）に当社所定の事項を記載して、当社に提出するものとします。2.前項の手続により信用販売のキャンセルを行った場合、加盟店は当社に対し次の各号の金員を支払うものとします。(1) 取消1件につき50円のキャンセル手数料 (2) 取り消した信用販売額に対する立替払日からキャンセルの取扱いなされまでの経過月数に応じた月1%の割合による金員（1ヶ月に満たない日数が生じた場合は、これを1ヶ月とみなして計算するものとします）3.第1項の取消伝票にかかる売上代金が既に当社から加盟店に支払済みの場合、加盟店は、次回以降の支払予定代金より当該代金を差し引くことにより当社に返還するものとします。なお、次回以降の支払予定代金が差し引くべき金額に満たないときは、加盟店は当社からの請求によりその不足額を支払うものとします。

第13条（商品等の所有権移転） 1.加盟店が会員に信用販売を行った商品等の所有権は、当社が加盟店に立替払いを行ったときに、加盟店から当社に移転するものとします。ただし、会員からの要請により当該売上が取り消され、加盟店から当社に当該売上の代金が返還された場合は、当該商品等の所有権は加盟店に復帰するものとします。2.加盟店は、当社に留保された所有権を侵害する行為を行わないものとします。

第14条（会員との紛議） 1.加盟店は、信用販売の勧誘方法、広告方法、信用販売した商品等の引渡し・提供方法、瑕疵・故障等により会員から苦情、相談を受けた場合又は会員との間において紛議が生じた場合（以下これらを総称して「紛議等」という）、加盟店の費用と責任を持って対処し、解決にあたるものとします。2.前項により、会員が当社又はカード発行会社に対する支払を拒否した場合、当社が会員や加盟店に対する支払は以下のとおりとします。(1) 当該代金を加盟店に支払前の場合 当社は、加盟店に対し、当該代金の支払を留保するものとします。なお、留保した支払金に対する遅延損害金は発生しないものとします。(2) 当該代金が支払済みの場合 加盟店は、当社から当該代金の返還請求が有り次第、直ちに当該代金を当社に返還するものとします。また、当社は当該代金を次回以降の加盟店に対する支払金と相殺することができるものとします。(3) 前項の紛議等が解消した場合 当社は、加盟店に当該代金を支払うものとします。なお、この場合には、当社は延延損害金を負担する義務を負わないものとします。3.当社から紛失・盗難・第三者利用等の理由によりカードの回収を依頼した場合、加盟店はカードの回収に協力するものとします。なお、カードの回収について後日会員と紛議が生じた場合には、当社が責任を持って解決するものとします。

第15条（支払停止の抗弁） 1.会員が、加盟店でのの信用販売による代金の支払について、割賦販売法に基づく支払停止の抗弁を主張したときは、加盟店は直ちに当該抗弁事由の解消に努めるものとします。2.前項に該当する場合、当該代金の加盟店に対する支払は、次のとおりとします。(1) 当該代金を加盟店に支払前の場合 当社は、加盟店に対し、その支払を留保することができるものとします。なお、留保した支払金に対する遅延損害金は発生しないものとします。(2) 当該代金が支払済みの場合 加盟店は、直ちに当該代金を当社に返金するものとします。また、当社は、当該代金を次回以降の加盟店に対する支払金と相殺することができるものとします。(3) 当該抗弁事由が解消した場合 当社は、加盟店に対し、当該代金を支払うものとします。なお、この場合には、当社は当該代金に対する遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

第16条（立替金の支払の留保又は取消） 1.当社は、加盟店が行った信用販売について次のいずれかの事由が生じた場合には、立替金の支払を留保することは取り消すことができるものとします。(1) 売上票が正当なものでないときは売上票の記載内容に不備不実があるとき。(2) 信用販売を行った日から30日を経過（ボーナス一括払の場合は取扱期間を終了日から51日を経過）して売上データが当社に到着したとき。(3) 本規約に違反して信用販売を行ったとき。(4) 会員との紛議等又は支払停止の抗弁事由が、紛議が生じた日又は会員が抗弁を申し立てた日から30日を経過してもなお解消しないとき。(5) 加盟店の事情により会員に対する商品等の引渡し、提供が困難になったとき。(6) 加盟店に本規約に定める契約の解除事由が生じた場合。(7) その他加盟店が本規約に違反したとき。2.当社は、前項により立替金の支払を取り消した信用販売の代金については、立替払いを行わないものとします。また、当該代金を既に加盟店に支払済みの場合には、加盟店は、次回以降の支払予定金より当該代金を差し引くことにより当社に返還するものとします。なお、次回以降の支払予定金が差し引くべき金額に満たないときは、当社から請求があり次第直ちに不足金を支払うものとします。3.当社は、第1項により、立替金の支払を留保した信用販売の代金については、当該事由が解決するまで立替払いを行わないものとします。

第17条（相殺） 加盟店が、当社のカード会員としてカード利用代金の支払期限が到来している等、当社に対する債務を履行すべき場合には、当社は、当社の有する債権と本契約に基づく一切の債務とを対等額をもっていつでも相殺することができるものとします。

第18条（遅延損害金） 加盟店は、当社に対して支払うべき債務の弁済を怠った場合は、支払うべき日の翌日から完済の日まで年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第19条（地位及び債権の譲渡等） 1.加盟店は、本契約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。2.加盟店は、加盟店の当社に対する債権を第三者に譲渡、質入等できないものとします。

第20条（商標等の使用） 加盟店は、本規約に基づく信用販売取引の拡大のための販促活動において、その出版物、販促物等に当社又は当社の指定する商号・商標・サービスマーク等を使用する場合は、当社に事前の承諾を得なければならないものとします。

第21条（個人情報、機密情報の保護、管理） 1.加盟店は、本規約に基づく信用販売を行う上で知り得た会員番号を含む会員に関する個人情報及び手数料率を含む当社の営業上その他の機密情報（以下これらを「秘密情報」という）を万全に保管し、法令等に基づき開示請求された場合を除き、当社の書面による事前の同意を得ることなく第三者に提供、開示、漏洩又は滅失、毀損してはならないものとします。2.加盟店及び加盟店から業務の委託を受けた第三者は、秘密情報を信用販売以外の目的で使用してはならないものとします。3.加盟店は、秘密情報を第三者に閲覧、改ざん、毀損、破壊されることのないように、情報管理の制度、システムの整備、改善、社内規定の整備及び従業員の教育等を含む安全管理に関する必要な措置を講じて保管、管理するものとします。4.加盟店は、加盟店又は加盟店から業務委託を受けた第三者から秘密情報が漏洩、滅失、毀損等が発生した場合には、直ちに当社にその旨連絡するものとします。5.前項の場合、加盟店は自らの責任において漏洩等が発生した原因を詳細に調査し、有効かつ十分な再発防止策をとるものとします。なお、この場合、当社は事故の原因究明や調査する機関等を選定できるものとし、加盟店は当社が選定した調査機関等による調査に協力するものとします。6.加盟店は、前項の調査の結果が判明した後、直ちに再発防止策を策定し、それを実施するものとします。なお、加盟店は、再発防止策の策定後及び実施後直ちに当社に書面でその内容を通知するものとします。7.加盟店の責めに帰すべき事由により第4項の事故等が生じ、その結果、会員、当社、カード会社等又はその他の第三者に損害が生じた場合には、加盟店は当該損害につき賠償する義務を負うものとします。

第22条（カードの会員番号等の管理） 1.加盟店は、前条の個人情報のうち、カードの会員番号等（当社がその業務上利用者に付与する割賦販売法第2条第3項第1号に定める番号、記号その他の符号を含む。以下同じ）の滅失、毀損、漏洩等（以下「漏洩等」という）が生じた場合又は加盟店において漏洩等が発生したと判断される合理的な理由があると当社が判断した場合には、直ちに当社に対し、漏洩等の発生の日時・内容その他詳細事項について報告しなければならないものとします。2.加盟店は、カードの会員番号等の漏洩等が発生した場合又は加盟店において漏洩等が発生したと判断される合理的な理由があると当社が判断した場合には、その発生の日から5営業日以内に、漏洩等の原因を当社に対して報告し、再発防止のための必要な措置（加盟店の従業員に対する必要かつ適切な指導を含むものとする）を講じた上で、その内容を当社に書面で報告しなければならないものとします。3.当社は、前項の処置が不十分であると認めた場合、他の加盟店でのカードの会員番号等の漏洩等が発生した場合において類似の漏洩事故の発生を防止する必要があると場合、その他当社が必要と認める場合には、加盟店に対して当該措置の改善の要求その他必要な措置・指導を行えるものとし、加盟店はこれに従うものとします。なお、当社による指導は、加盟店を免責するものではありません。

第23条（業務の委託） 1.加盟店は、当社の書面による事前の承諾なく本規約に基づく信用販売に関する業務の全部又は一部を第三者に委託することはできないものとします。2.加盟店は、当社が業務委託を承諾した場合においても、充分な個人情報の保護水準を満たしている業務委託先を選定するものとします。この場合、加盟店は、業務委託先が委託された情報を第三者に漏洩することがないように、業務委託先が情報管理の制度、システムの整備、改善、社内規程の整備及び従業員の教育等を含む安全管理に関する必要な措置を講じるように指導、監督するものとし、本規約に定める義務及び責任を免れないものとします。また、業務委託に関連して当社に損害が生じた場合、加盟店は業務委託先と第三者と連帯して当社の損害を賠償するものとします。3.加盟店は、当社が本規約に基づく業務の全部又は一部を加盟店の承諾を得ることなく、第三者に委託できることに同意するものとします。なお、この場合、当社は、その委託先に対して必要かつ適切な監督を行うものとします。

第24条（届出事項の変更等） 1.加盟店は、当社に対して届けている商号、代表者、所在地、カード取扱店、連絡先、金融機関口座、その他の加盟店申込書に記載した事項に変更が生じた場合は、直ちに当社所定の方法により届出をし、当社の承認を得るものとします。2.加盟店は、前項の届出又は承認がないために、当社からの通知又は送付書類、振込金その他が延着又は不送達となっても、通常到達すべきときに到達したものとみなされることに異議ないものとします。3.当社は、定期若しくは不定期に当社所定の方法により加盟店の調査を行うほか、加盟店が第30条の表明確約事項若しくは第26条の禁止行為に違反すると疑われる場合にも、加盟店に対して当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、加盟店は、これに応じるものとします。

第25条（報告、協力及び指導） 1.加盟店は、当社が加盟店に対して、加盟店の経営状況・業務内容、会員のカードの利用状況、信用販売の内容等当社が必要と認めた事項に関して調査、報告を求めた場合は、速やかにこれに協力するものとします。2.加盟店は、盗難・紛失、偽造・変造されたカード又はカードの不正使用が発生し、当社が加盟店に対し所管の警察署への被害届提出を要請した場合、これに協力するものとします。3.加盟店は、当社がカードの不正使用防止について協力を求めた場合、これに協力するものとします。

第26条（禁止行為） 加盟店は、次の各号に定める行為又はこれに類似する行為を行ってはならないものとします。また、加盟店の従業員あるいは役員が次の各号に定める行為又はこれに類する行為を行った場合には、加盟店が自らこれを行ったものであるとみなされるものとします。(1) 加盟店が加盟店として届け出た名義を第三者に使用すること。(2) 第三者が使用することを容認し、あたかも加盟店が当該顧客と直接取引をしたかのように装うこと (3) 顧客の同意に真実取引がないのに、それがあるかのように装と通謀し、あるいは会員に依頼して取引があるかのように装うこと (3) 顧客に取引を行うあいは取引の勧誘にあたり、違法又は不適切な行為を行うこと (4) 当社の信用販売にかかる商品を留保した所有権を侵害すること (5) 第三者の売掛金の決済・回収のために本規約に基づく決済を利用すること (6) 公序良俗に違反すること、その他監督官庁から改善指導・行政処分等を受けると又は受けるおそれのある行為をすること (7) 暗証番号、セキュリティコード（CVV2・CVC2）、その他当社が保管・保持を禁止する情報を保管・保持すること (8) 信用販売を行う際に、有効なカードの提示を受けたにもかかわらず、信用販売を拒絶し又は現金での取引を求めること (9) 信用販売を行うに際して、現金販売の場合と商品等の価格、景品その他サービスに差異を設けること (10) その他本規約に違反すること

第27条（契約期間） 1.本契約の有効期間は、契約締結日から1年間とします。ただし、加盟店又は当社が期間満了1ヶ月前までに書面をもって本契約を更新しない旨の通知をしないときは、本契約は更に1年間更新し、以後はこの例にによるものとします。2.前項に関らず、加盟店又は当社は書面により3ヶ月前までに相手方に予告することにより本契約を解約できるものとします。

第28条（契約の解除） 1.加盟店が次のいずれかの事由に該当するときは、当社は加盟店に対し催告することなく直ちに本契約を解除できるものとします。(1) 当社に提出した書類又は届出内容に虚偽の事項があったとき。(2) 第三者の債権を買い取って又は他の者に代わって当社に立替払いを請求したとき。(3) 当社からの支払金の返還請求に応じなかったとき。(4) 本規約に違反したとき。(5) 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったときは支払停止になったとき。(6) 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立若しくはその命令又は滞納処分を受けたとき。(7) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算手続開始の申立てを受けたとき又は私的整理、合併によりが解散若しくは営業の廃止をしたとき。(8) 加盟店の信用状態に重大な変化が生じたと当社が判断したとき。(9) 加盟店が、行政又は司法当局より指導、注意、勧告、命令、処分等を受けると当社が本規約の解除が相当と判断したとき。(10) 監督官庁から営業の停止又は取消の処分を受けたとき。(11) 加盟店の業態又は営業が公序良俗に反すると当社が判断したとき。(12) 他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて、信用販売制度を悪用していると当社が判断したとき。(13) その他加盟店として不適当と当社が判断したとき。2.前項に基づく契約の解除は、当社の加盟店に対する損害賠償請求を妨げるものではないものとします。

第29条（信用販売の停止） 加盟店が次の各号に該当する場合、当社は本契約に基づく信用販売を一時的に停止することができるものとします。(1) 加盟店（加盟店の業務委託先を含む）による秘密情報の目的外利用が発生した疑いがあると認めた場合 (2) 加盟店（加盟店の業務委託先を含む）が秘密情報を漏洩、滅失、毀損等をした場合 (3) 加盟店が前条第1項各号のいずれかに該当する疑いがあると当社が認めた場合

第30条（反社会的勢力との取引拒絶） 1.加盟店は、加盟店及び加盟店の親会社・子会社等の関係会社、並びにそれらの役員、従業員等（関係会社の役員、従業員を含む）が、現在、次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。(1) 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成員を含む）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）(2) 暴力団員（暴力団の構成員）及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者 (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行わおそれがある者、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者） (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団の利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業） (5) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者） (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者） (7) 特殊知能暴力集団等（前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人） (8) その他前各号に準ずる者 2.加盟店は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれに該当する行為を行わないことを確約いたします。(1) 暴力的な要求行為 (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為 (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 (4) 風説を流布し、偽計を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為 (5) その他前各号に準ずる行為 3.当社は、加盟店が前二項に違反している疑いがあると認めた場合には、加盟店に対して当該事項に関する報告を求めることができるものとします。この場合、加盟店は、当社に対して、当社が報告を求めた日から1週間以内に報告書を提出しなければならないものとします。4.当社は、加盟店が第1項若しくは第2項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本契約に基づく信用販売を一時的に停止することができる、この求めがあった場合には、加盟店は、当社が取り消側を認めるまでの間、信用販売を行うことができないものとします。5.加盟店が本条第1項若しくは第2項の規定に違反していることが判明した場合、第1項若しくは第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合のいずれかであって、当社と信用販売を継続することが不適切であると当社が判断した場合には、当社は直ちに本契約を解除でき、加盟店は当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。この場合、加盟店は、当社に生じた損害を賠償するものとします。また、加盟店に損害が生じても当社に請求しないものとします。

第31条（契約終了後の措置） 1.原因の如何にかかわらず、本契約が終了した場合で、加盟店が当社に対し未払債務を負っているときは、当該債務が完済されるまでは本規約の各条項が適用されるものとします。2.本規約終了後でのても、会員の当社に対する債務が残っている限り、本規約第12条、第14条、第15条、第16条が適用されるものとします。3.本契約終了後も、本規約第21条及び第22条は有効に存続します。

第32条（情報収集・利用） 加盟店及びその役員又は申込者である個人、法人若しくは団体及びその役員（本条において、これらを総称して「加盟店等」という）は、下記(1)に定める情報について、下記(2)の目的で利用されることに合意します。(1) 利用される情報の事項 ①加盟店等の氏名又は名称、所在地又は住所、電話番号、生年月日その他の加盟店等を申込時又は変更届時に当社に届け出た情報②加盟申込日、加盟日その他当社との取引に係る情報③業種、取扱い商品、営業許可証等に記載された事項④加盟店のカード取扱い高⑤当社が過去かつ適正な方法で収集した登記簿、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項⑥電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報 (2) 当社が加盟を承認しなかった事実及びその理由 ①割賦販売法施行規則第60条第2号イ又は同条第3号に基づく調査を行った事実及び第9条第9号に基づく調査を行った事実及び第9条第9号に基づく調査を行った事実及び第9条第9

PayPayカード加盟店契約に関する特約

PayPayカード加盟店契約に関する特約（以下「本特約」という。）は、「PayPayカード加盟店申込書」裏面記載の「PayPayカード加盟店規約」（以下「加盟店規約」という。）及び「通信販売加盟店特約」（以下「通信販売特約」といい、加盟店規約及び通信販売特約を総称して「原規約等」という。）に、追加的に適用されるものである。

なお、本特約において、PayPayカード株式会社を「甲」、本特約下部、お申込契約者にサインをした者を「乙」とする。

第１条（定義）

1.本特約において以下の語句は、それぞれ対応する以下の意義を有するものとする。

⑴「会員」とは、以下のいずれかの者との間で締結したカード等の交付等に係る契約に基づきカード等の交付等を受けた者をいう。

①甲

②甲とカード等の交付等につき提携する者が当該提携関係に基づきカード等の交付等を行った場合における当該者

③国際ブランドから、当該国際ブランドの管理するクレジットカード番号を付してカード等の交付等を行うことを許諾された者が当該許諾に基づきカード等の交付等を行った場合における当該者

⑵「カード番号等」とは、割賦販売法（昭和36年法律第159号）第35条の16第1項に定める「クレジットカード番号等」（クレジットカード番号、クレジットカードの有効期限、暗証番号又はセキュリティコード）をいう。

⑶「国際ブランド」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

①MasterCard Incorporated又はそのグループ企業

②VISA Incorporated又はそのグループ企業

③株式会社ジェーシービー又はそのグループ企業

⑷「セキュリティガイドライン」とは、クレジット取引セキュリティ対策協議会が策定した「クレジットカード・セキュリティガイドライン」（名称が変更された場合であっても、カード情報等の保護、クレジットカード偽造防止対策又はクレジットカード不正利用防止のために、加盟店等が準拠することが求められる事項を取りまとめた基準として当該セキュリティガイドラインに相当するものを含む。）であって、その時々における最新のものをいう。

⑸「信用販売」とは、クレジットカード等購入あっせんに係る販売又は役務提供をいう。

第１条の２（変更）

甲、乙は、原規約等を以下のとおり変更することに合意する。

⑴加盟店規約

変更前	変更後
第５条（信用販売の方法） 7.加盟店は、割賦販売法第３０条の２の３第４項及び同法施行規則に定める事項等記載した書面を会員に交付するものとします。	第５条（信用販売の方法） 7.加盟店は、割賦販売法第３０条の２の３第５項及び同法施行規則に定める事項等記載した書面を会員に交付するものとします。

⑵通信販売特約

変更前	変更後
第５条（通信販売の方法） 8.加盟店は、割賦販売法第３０条の２の３第４項及び同法施行規則に定める事項等記載した書面を会員に交付するものとします。	第５条（通信販売の方法） 8.加盟店は、割賦販売法第３０条の２の３第５項及び同法施行規則に定める事項等記載した書面を会員に交付するものとします。

第２条（取扱いの制限）

乙は、信用販売の実施に必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、カード番号等を取り扱ってはならない。

第３条（カード番号等の適切な管理）

1.乙は、割賦販売法に従いカード番号等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならず、かつカード番号等につき、その漏えい、滅失又は毀損を防止するために善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2.乙は、カード番号等の適切な管理のため、セキュリティガイドラインに掲げられた措置を講じなければならない。

3.乙が前項の規定によりカード番号等の適切な管理のために講じるセキュリティガイドラインに掲げられた措置の具体的方法及び態様（乙が第三者にカード番号等の取扱いを委託した場合には、当該第三者がカード番号等の適切な管理のために講じるセキュリティガイドラインに掲げられた措置又はこれと同等の措置の具体的方法及び態様を含む。）は、次の各号に掲げる加盟店について、それぞれ当該各号に定める別添に記載のとおりとする。

⑴対面販売加盟店の場合　　「加盟店契約時調査の調査事項【対面加盟店用】」のクレジットカード番号等の適切な管理の措置の導入状況（セキュリティ対策）

⑵非対面販売加盟店　　「加盟店契約時調査の調査事項【非対面加盟店用】」のクレジットカード番号等の適切な管理の措置の導入状況（セキュリティ対策）。

4.前項の規定にかかわらず、甲は、技術の発展、社会環境の変化その他の事由により、当該方法又は態様による措置がセキュリティガイドラインに掲げられた措置に該当しないおそれがあるとき、その他カード番号等の漏えい、滅失又は毀損の防止のために特に必要があるときには、その必要に応じて当該方法又は態様の変更を求めることができ、乙はこれに応ずるものとする。

第４条（委託）

乙がカード番号等の取扱いを第三者に委託する場合には、甲の書面による事前の承諾を得るとともに、乙は、以下の基準に従わなければならない。

⑴カード番号等の取扱いの委託先となる第三者（以下「受託者」という。）が次号に定める義務に従いカード番号等を適確に取り扱うことができる能力を有する者であることを確認すること。

⑵受託者に対して、第3条第1項及び第2項の義務と同等の義務を負担させること。

⑶受託者が第3条第3項で定めた具体的方法及び態様によるカード番号等の適切管理措置を講じなければならない旨、及び当該方法又は態様について、第3条第4項に準じて乙から受託者に対して変更を求めることができ、受託者はこれに応じる義務を負う旨を委託契約中に定めること。

⑷受託者におけるカード番号等の取扱いの状況について定期的に又は必要に応じて確認するとともに、必要に応じてその改善をさせる等、受託者に対する必要かつ適切な指導及び監督を行うこと。

⑸受託者があらかじめ乙の承諾を得ることなく、第三者に対してカード番号等の取扱いを委託してはならないことを委託契約中に定めること。

⑹受託者が乙から取扱いを委託されたカード番号等につき、漏えい、滅失若しくは毀損又はそのおそれが生じた場合、第5条各項に準じて、受託者は直ちに乙に対してその旨を報告するとともに、事実関係や発生原因等に関する調査並びに二次被害及び再発を防止するための計画の策定等の必要な対応を行い、その結果を乙に報告しなければならない旨を委託契約中に定めること。

⑺乙が受託者に対し、カード番号等の取扱いに関し第9条に定める調査権限と同等の権限を有する旨を委託契約中に定めること。

⑻受託者がカード番号等の取扱いに関する義務違反をした場合には、乙は、必要に応じて当該受託者との委託契約を解除できる旨を委託契約中に定めること。

第５条（事故時の対応）

1.乙又は受託者の保有するカード番号等が、漏えい、滅失若しくは毀損し又はそのおそれが生じた場合には、乙は、遅滞なく以下の措置を採らなければならない。

⑴漏えい、滅失又は毀損の有無を調査すること。

⑵前号の調査の結果、漏えい、滅失又は毀損が確認されたときには、その発生期間、影響範囲（漏えい、滅失又は毀損の対象となったカード番号等の特定を含む。）その他の事実関係及び発生原因を調査すること。

⑶上記の調査結果を踏まえ、二次被害及び再発の防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実行すること。

⑷漏えい、滅失又は毀損の事実及び二次被害防止のための対応について必要に応じて公表し又は影響を受ける会員に対してその旨を通知すること。

2.前項柱書の場合であって、漏えい、滅失又は毀損の対象となるカード番号等の範囲が拡大するおそれがあるときには、乙は、直ちにカード番号等その他これに関連する情報の隔離その他の被害拡大を防止するために必要な措置を講じなければならない。

3.乙は、第1項柱書の場合には、直ちにその旨を甲に対して報告すると共に、遅滞なく、第1項各号の事項につき、次の各号の事項を報告しなければならない。

⑴第1項第1号及び第2号の調査の実施に先立ち、その時期及び方法

⑵第1項第1号及び第2号の調査をにつき、その途中経過及び結果

⑶第1項第3号に関し、計画の内容並びにその策定及び実施のスケジュール

⑷第1項第4号に関し、公表又は通知の時期、方法、範囲及び内容

⑸前各号のほかこれらに関連する事項であって甲が求める事項

4.乙又は受託者の保有するカード番号等が漏えい、滅失又は毀損した場合であって、乙が遅滞なく第1項第4号の措置をとらない場合には、甲は、事前に乙の同意を得ることなく、自らその事実を公表し又は漏えい、滅失又は毀損したカード番号等に係る会員に対して通知することができる。

第６条（対面販売におけるクレジットカードの有効性等の確認）

1.乙は、信用販売を実施するに際しては、割賦販売法に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、以下の各号に掲げる事項を確認し、当該信用販売が偽造カードの利用その他のカード番号等の不正利用（以下「不正利用」という。）に該当しないことの確認をしなければならない。この場合において、乙は、セキュリティガイドラインに掲げられた措置を講じてこれを行うものとする。

⑴提示されたクレジットカードの有効性

⑵クレジットカードの提供者とクレジットカードの名義人との同一性

第６条の２（非対面販売におけるクレジットカードの有効性等の確認）

1.乙は、信用販売を実施するに際しては、割賦販売法に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、以下の各号に掲げる事項を確認しなければならない。この場合において、乙は、セキュリティガイドラインに掲げられた措置を講じてこれを行うものとする。

⑴通知されたカード番号等の有効性

⑵当該信用販売がなりすましその他のカード番号等の不正利用（以下「不正利用」という。）に該当しないこと。

2.乙が前項の確認のために講じるセキュリティガイドラインに掲げられた措置の具体的方法及び態様は、「加盟店契約時調査の調査事項　【非対面加盟店用】」のクレジットカードの不正利用対策の措置の導入状況（セキュリティ対策）に記載のとおりとする。

3.前項の規定にかかわらず、甲は、技術の発展、社会環境の変化その他の事由により、当該方法又は態様による措置がセキュリティガイドラインに掲げられた措置に該当しないおそれがあるとき、その他不正利用を防止するために特に必要があるときには、その必要に応じて当該方法又は態様の変更を求めることができ、乙はこれに応ずるものとする。

第７条（不正利用等発生時の対応）

1.乙は、その行った信用販売につき、不正利用がなされた場合には、必要に応じて、遅滞なく、その是正及び再発防止のために必要な調査を実施し、当該調査の結果に基づき、是正及び再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実施しなければならない。

2.乙は、前項の場合には、直ちにその旨を甲に対して報告すると共に、遅滞なく、前項の調査の結果並びに是正及び再発防止のための計画の内容並びにその策定及び実施のスケジュールを報告しなければならない。

第８条（報告等）

1.乙は、本特約締結後、以下の各号の事項につき変更が生じたときには、その旨及び変更後の当該各号に掲げる事項を甲所定の方法により遅滞なく甲に届け出なければならない。なお、乙が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第39条第2項に定める者であって、新たに法人番号の指定を受けた場合における当該指定を受けた法人番号も同様とする。

⑴乙の氏名又は名称、住所及び電話番号

⑵乙が法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）である場合には、当該法人の代表者又はこれに準ずる者の氏名及び生年月日

⑶乙の取扱商材及び販売方法又は役務の種類及び提供方法

⑷前各号に掲げるもののほか甲が乙に対しあらかじめ通知する事項

2.乙は、第3条第3項又は第6条の2第2項の具体的方法又は態様を変更しようとする場合には、あらかじめ甲と協議しなければならない。

3.甲は、乙に対し、別に指定する事項につき定期的に報告を求めることができる。

第９条（調査）

1.以下の各号のいずれかの事由があるときには、甲は、自ら又は甲が適当と認めて選定した者により、乙に対して当該事由に対応して必要な範囲で調査を行うことができ、乙はこれに応ずるものとする。

⑴乙又は受託者においてカード番号等が漏えい、滅失若しくは毀損し又はそのおそれが生じたとき。

⑵乙が行った信用販売について不正利用が行われ又はそのおそれがあるとき。

⑶乙が第2条から第8条又は第10条のいずれかに違反しているおそれがあるとき。

⑷前各号に掲げる場合のほか、乙の信用販売に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、甲が割賦販売法に基づき乙に対する調査を実施する必要があると認めたとき。

2.前項の調査は、その必要に応じて以下の各号の方法によって行うことができるものとする。

⑴必要な事項の文書又は口頭による報告を受ける方法

⑵カード番号等の適切な管理又は不正利用の防止のための措置に関する乙の書類その他の物件の提出又は提示を受ける方法

⑶乙若しくは受託者又はその役員若しくは従業者に対して質問し説明を受ける方法

⑷乙又は受託者においてカード番号等の取扱いに係る業務を行う施設又は設備に立ち入り、カード番号等の取扱いに係る業務について調査する方法

3.前項第4号の調査には、電子計算機、ネットワーク機器その他カード番号等をデジタルデータとして取り扱う機器を対象とした記録の復元、収集、又は解析等を内容とする調査（デジタルフォレンジック調査）が含まれるものとする。

4.甲は、第1項第1号又は第2号の調査を実施するために必要となる費用であって、当該調査を行ったことによって新たに発生したものを乙に対して請求することができる。ただし、第1項第1号に基づく調査については、乙が第5条第1項第1号及び同項第2号に定める調査並びに同条第3項第1号及び同項第2号に定める報告に係る義務を遵守している場合、第1項第2号に基づく調査については、乙が第7条第1項に定める調査及び第2項に定める報告に係る義務を遵守している場合にはこの限りでない。

第10条（是正改善計画の策定と実施）

1.以下の各号のいずれかに該当する場合には、甲は、乙に対し、期間を定めて当該事案の是正及び改善のために必要な計画の策定と実施を求めることができ、乙はこれに応ずるものとする。

⑴乙が第3条第2項、第4項若しくは第4条の義務を履行せず、又は受託者が第4条第2号若しくは同条第3号により課せられた義務に違反し、又はそれらのおそれがあるとき。

⑵乙又は受託者の保有するカード番号等が、漏えい、滅失若しくは毀損し又はそのおそれがある場合であって、第5条第1項第3号の義務を相当期間内に履行しないとき。

⑶乙が第6条若しくは第6条の2に違反し又はそのおそれがあるとき。

⑷乙が行った信用販売について不正利用が行われた場合であって、第7条の義務を相当期間内に履行しないとき。

⑸前各号に掲げる場合のほか、乙の信用販売に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、割賦販売法に基づき、甲に対し、乙についてその是正改善を図るために必要な措置を講ずることが義務付けられるとき。

2.甲は、前項の規定により計画の策定と実施を求めた場合において、乙が当該計画を策定若しくは実施せず、又はその策定した計画の内容が当該計画を策定する原因となった事案の是正若しくは改善のために十分ではないと認めるときには、乙と協議の上、是正及び改善のために必要かつ適切と認められる事項（実施すべき時期を含む。）を提示し、その実施を求めることができ、乙はこれに応ずるものとする。

第11条（契約の解除）

甲は、乙が第8条から前条のいずれかに違反し、相当期間を定めた催告によってもなおその義務を履行しない場合には、原規約等を解除することができる。

第12条（対面販売における不正利用被害の負担）

1.乙は、提示されたクレジットカードがＩＣカード又はＩＣカードの磁気データが不正に複写された磁気カードであるにもかかわらず第6条第2文によることなく信用販売を行った場合において、当該信用販売で提示されたクレジットカードに係る会員が当該会員による利用ではない旨を申し出たときは、甲は、乙に対し、当該信用販売に係る立替金の支払を拒み又は支払済みの当該金員の返還を請求することができる。

2.乙が甲に対して別途書面又はこれに代わる電磁的方法により通知するまでの間は、甲が第6条第2号に掲げられた事項の確認を実行計画に定められたところによることなく信用販売を行ったときであっても、前項の適用との関係では、これをもって「第6条第2文によることなく信用販売を行った場合」とはみなさないものとする。

3.第1項の規定は、乙の甲に対する損害賠償請求又はその範囲を制限するものと解してはならない。

第12条の２（非対面販売における不正利用被害の負担）

1.乙が行った信用販売について、不正利用がなされたものであるときには、甲は、乙に対し、当該不正利用に係る立替金の支払を拒み又は支払済みの当該金員の返還を請求することができる。ただし、乙が第6条の2の定めに違反していない場合はこの限りではない。

2.前項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求又はその範囲を制限するものと解してはならない。

第13条（本特約の優先）

甲、乙は、本特約に定めがない事項については、原規約等の定めが適用されるものとし、原規約等と本特約とに異なる定めがある場合には、本特約の定めが優先して適用されるものとする。

第14条（個人情報の第三者提供にかかる同意）

1.乙は、甲が加盟店審査業務（初期調査、定期調査、随時調査を含むがこれらに限られない。）および加盟店の格付け業務等のために、乙から甲告を受けた乙の個人情報及び甲が独自に取得したこの個人情報を、甲が保護措置を講じたうえで、PayPay株式会社に提供することおよび、PayPay株式会社が定めるプライバシーポリシー（https://about.paypay.ne.jp/docs/terms/privacy/）記載の目的でPayPay株式会社が利用することに同意する。

2.乙が法人の場合、前項に定める「乙の個人情報」は「乙の代表者の個人情報」と読み替えたうえ、乙は、乙の代表者から前項に定める同意について適正に取得し、本人に代わって甲に同意することについて正当な権限を有することを表明・保証する。

第15条（加盟店情報の開示・利用）

加盟店規約第21条に以下の条項を第８項および第９項として追加する。

8.加盟店は、当社がPayPay金融グループ（PayPay株式会社のプライバシーポリシー（https://about.paypay.ne.jp/docs/terms/privacy/）に定めるものをいい、PayPay株式会社および社名に「PayPay」を冠する金融サービスを提供する事業会社およびその子会社によって構成される事業グループをいう）各社へ本規約を通じて知り得た加盟店の情報（以下「加盟店情報」という）を開示することについて、あらかじめ同意するものとします。提供された情報は、提供先の各社において以下の目的にて利用されます。

⑴PayPay金融グループとしての不正利用対策（不正利用の検知、調査、警戒）を実施する目的

⑵PayPay金融グループとしての管理業務の遂行、業務処理の集約、商品・サービス等の企画・開発・案内・提供、問合せ対応、加盟店への付加価値向上のための各種業務のため

9.前項に定めるもののほか、当社は、以下の情報を、当該加盟店以外の第三者に提供することができます。

⑴本契約を通じて知り得た購買履歴その他の情報で、特定の加盟店を識別できないように加工した情報

⑵公知になっている加盟店店舗に関する情報（加盟店店舗の名称、住所、連絡先その他の情報を含みます。）

以上

「加盟店情報交換制度」に関するご案内

PayPayカード株式会社
https://www.paypay-card.co.jp/

加盟店情報の共同利用について

当社は、加盟審査・管理の精度を高め、加盟店の不正販売行為等による消費者被害の早期発見と未然防止、また、不正販売行為発生後の被害拡大防止を図ることを目的として、一般社団法人日本クレジット協会が運営する加盟店情報交換センター（以下「JDMセンター」という）を介し、下記のとおり個人情報の保護に関する法律第27条5項第3号に基づく加盟店情報の共同利用を行っております。

1.加盟店情報交換制度について

一般社団法人日本クレジット協会（以下「協会」という。）は、割賦販売法第35条の18の規定に基づき、経済産業大臣から認定を受けております。

協会では、認定業務のひとつである利用者（クレジットの利用者）等の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供を、加盟店情報交換センター（以下「ＪＤＭセンター」という。）において行っております。

2.加盟店等から収集した情報の報告及び利用について

加盟店情報交換制度加盟会員会社（以下「ＪＤＭ会員」という。）は、加盟店契約の申込を受けた際の加盟店審査並びに加盟店契約締結後の加盟店調査、加盟店に対する措置及び取引継続に係る審査等の目的のため、「３.（2）共同利用する情報の内容」に定める各号の情報を収集・利用し、ＪＤＭセンターへ報告し、ＪＤＭ会員によって共同利用します。

3.加盟店情報の共同利用

⑴共同利用の目的

割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店における利用者等の保護に欠ける行為（その疑いがある行為及び当該行為に該当するかどうか判断が困難な行為を含む。）に関する情報及び利用者等を保護するために必要な加盟店に関する情報並びにクレジットカード番号等の適切な管理及びクレジットカード番号等の不正な利用の防止（以下「クレジットカード番号等の適切な管理等」という。）に支障を及ぼす加盟店の行為に関する情報及びクレジットカード番号等の適切な管理等に必要な加盟店に関する情報を、ＪＤＭ会員がＪＤＭセンターに報告すること及びＪＤＭ会員に提供され共同利用することにより、ＪＤＭ会員の加盟店契約時又は途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店の排除をするとともにクレジットカード番号等の適切な管理等を推進し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的としています。

⑵共同利用する情報の内容

①個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実及び事由

②個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事由

③クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等を図るために必要な調査の事実及び事由

④クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等のための措置が、割賦販売法に定める基準に適合せず、又は適合しないおそれがあると認めて当該加盟店に対して行った措置（クレジットカード番号等取扱契約の解除を含む。）の事実及び事由

⑤利用者等の保護に欠ける行為に該当したもの（該当すると疑われる又は該当するかどうか判断できないものを含む。）に係る、ＪＤＭ会員・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報

⑥利用者等（契約済みのものに限らない）からＪＤＭ会員に申出のあった内容及び当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報（当該行為と疑われる情報及び当該行為がどうか判断することが困難な情報を含む。）

⑦加盟店が行ったクレジットカード番号等の管理等に支障を及ぼす行為に関する情報

⑧行政機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反又は違反するおそれがあるとして、公表された情報等）について、ＪＤＭセンターが収集した情報

⑨上記の他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報

⑩前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、名称、住所、電話番号、法人番号並びに代表者の氏名及び生年月日）。ただし、上記⑥の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名、及び生年月日（法人の場合は、代表者の氏名及び生年月日）を除く。

⑶保有される期間

上記⑵の情報は、登録日（③及び⑦にあっては、当該情報に対応する④の措置の完了又は契約解除の登録日）から５年を超えない期間保有されます。

4.加盟店情報を共同利用する共同利用者の範囲

協会会員であり、かつ、ＪＤＭ会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者及びＪＤＭセンター

※ＪＤＭ会員は、協会のホームページに掲載しています。

ホームページ　https://www.j-credit.or.jp/

5.制度に関するお問合わせ先及び開示の手続き

加盟店情報交換制度に関するお問合わせ及び開示の手続きについては、下記［６］加盟店情報交換センターまでお申出ください。

6.運用責任者

一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター（ＪＤＭセンター）
住所：〒103-0016　東京都中央区日本橋小網町14-1　住生日本橋小網町ビル
代表理事：松井　哲夫
電話番号：03-5643-0011（代表）